

裁 決 書

大和市***

審査請求人 *** **

処 分 庁 大和市長

審査請求人が平成２９年７月５日に提起した処分庁による差押処分に係る審査請求（平成２９年（審）第４号 差押処分取消請求事件）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、平成２８年１１月１０日、審査請求人の給与の差押処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 審査請求人は、平成２９年７月５日、大和市長に対し、本件処分について審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- （１）国民健康保険税については、滞納はないはずである。
- （２）市県民税については、銀行引落しの手続きを行っているため、未納はないものと認識していた。
- （３）処分庁は、事前の通知を送ったと説明するが、本件処分に至るまでに、審査請求人に対する税金等の未納に係る督促等の連絡はなかった。
- （４）地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条第４項の「郵便等により書

類を発送した場合には、当該郵便物は通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する」旨の規定は、当該書類の到達を確約するものではない。

(3) 以上のことから、事前の通知が本人に届いていないにもかかわらず、処分庁が国税徴収法（昭和34年法律第147号）第47条第1項第1号に掲げる事由により差押処分を行ったことは、違法である。

理 由

審査庁が、提出された審査請求の適法性について審査した結果、審査請求書の提出日が、審査請求をすることができる期間を経過していた。

なお、本件において、審査請求人が審査請求に係る処分があったことを知ったのは、審査請求書に記載された平成28年11月17日であり、審査請求をすることができる期間は、その翌日から起算して3月以内である（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項）。また、上記の期間を経過した正当な理由（同項ただし書）も認められない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、同法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年8月28日

審査庁 大和市長 大 木 哲